第６１期運輸安全マネジメント取組事項

水間急配株式会社

対象期間：2026年9月21日～2027年9月20日まで

社長基本理念

Ａ：輸送の安全の確保が経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

Ｂ：輸送の安全を確保する為に遵守すべき事項を定め、輸送の安全と向上を図る事を目的とする。

基本方針

会社組織を構築し、物流サービスを通じて常にお客様の繁栄に寄与し、社員の健康と幸福を願い、企業の発展を基に
地域社会に貢献する。

1、安全を確保する為の方針

①輸送の安全確保が最も重要であることを徹底させる

②コンプライアンスを基本とした関係法令及び運行管理規定の遵守

③輸送の安全に関する計画の設定と社内外の研修（年２回）の実施

④年２回の社内監査による法令遵守、運行管理教育活動の指導及び是正

⑤指導及び監督の年間計画表（年間教育12項目）より乗務員への教育を行う

（eラーニングを使用し進捗状況の確認を本社にて行う）

⑥運行計画表及び運行実績表の精度を向上させ、適正な車両台数、人員を配置する

⑦点呼実施者のリスト一覧を作成し、点呼内容の充実と向上を図る

⑧新人乗務員への社内教育及び側乗教育の確実な実施

⑨管理者によるドライブレコーダー映像確認及び指導の記録保持

⑩巡回パトロールの結果に基づき指導を行い、品質・安全の向上を目指す

2、安全に関する目標の設定

①2027年度第61期重点目標の設定（追突事故0を目指す）

・交通事故･･･････････････　44件

・行政処分･･･････････････　0件

・商品事故･･･････････････ 112件(配送＝94件・構内＝43件)

・飲酒検査の完全実施(出庫時、帰庫時、乗り換え時)

・飲酒違反･･･････････････　2件(飲酒チェックの100％受診)

・デジタルタコグラフ装着における目標設定

●評価点　　NPシステム製 98.1点　YAZAKI製　96.0点

●平均燃費　2ﾄﾝ（5.71㎞/Ｌ）・3ﾄﾝ（5.77㎞/Ｌ）・4ﾄﾝ（ 4.98㎞/Ｌ）・5ﾄﾝ（4.68㎞/Ｌ）・11ﾄﾝ（3.64㎞/Ｌ）

・ＳＤ（Safe・Driver）カード取得率　　目標値　　92.0％（前年実績90.7％）

②輸送の安全に関わる投資

・デジタルタコグラフ+ドライブレコーダー及びバックカメラを全車（230台）導入済み（2026年9月21日時点）

・ＥＴＣ2.0導入により渋滞情報や、安全支援（落下物注意等）、災害時支援（地震等）に対応する

・全新型車両へのＰＣＳ（プリクラッシュシステム、追突防止装置）やＡＳＶ(先進安全自動車)システムの導入

・車輌仕様を改廃し、標準化と平均化を推進及び新長期基準車への代替え計画

・毎年3月に新車の先進安全装置の確認及び導入について検討する

③環境対策に関わる投資

・省エネによる経済的負担を軽減（デジタルタコグラフにて確認）

・エコ安全ドライブの実践と管理者による個別指導（燃費データにて確認）

④全営業所のGマーク取得（大阪南港営業所2028年更新予定、姫路営業所2028年更新予定、奈良営業所2028年更新予定、
春日井営業所2026年更新予定、小牧営業所2029年更新予定）

3、事故防止体制の強化を図る

①交通事故防止体制の強化とチェック

・部門会議を毎月開催し、議題の中に必ず運営管理会議で決定した内容や協議内容を伝達し、全員の認識を共有化させる

・部門会議にて交通事故について議題にし、事故内容及び対策について共通認識を持つ

②施策（目標）の進捗状況のチェック

・運営管理会議で、各事故目標の発生確認と増件防止について協議し実行する

・運営管理会議にて事故種別・発生内容・状況等を開示し傾向を分析する

・運営管理会議にて加害事故でのフォローアップ面談結果について指導内容を確認する

③交通事故撲滅に対する教育指導の徹底を行う

・新人教育にてトラックの基礎知識（特性）を徹底的に教育する

・新人教育については、初任診断及び社内外研修（15時間座学及び
実車での実技指導については20時間以上の添乗指導）を行い、慣れた時期に於いて再度側乗を行う

・外部委託員については、新人教育と同等の側乗指導を行い、慣れた時期に於いて再度側乗指導を行う

・勤続１年以上の乗務員に対しては、年に1回は必ず側乗を行い、指導を行う(個人の癖を見極める)…計画表の作成及び記録保持

・加害事故を発生させた乗務員には再発防止の為の側乗指導を行い記録保持

・加害事故を発生させた乗務員には事故後一定期間経過しフォローアップ面談を行い記録保持（運営推進部立会い）

・運転以外の作業に意識を向けさせない為にキャビン内は常に必要以外の物は持ち込ませない。また、整理整頓を徹底させる

・側乗の結果、客観的な解析結果より運転者自身へ「自覚・感覚」等の指導を行う

・乗務員マニュアルを作成し理解をさせる（パワーゲートの使い方も含む）

・車両仕様に問題が無いかを協議し、問題があればすぐに改善を行う

・作業の漫然化を防ぐために、作業員からもヒヤリハット情報を収集し、対応策を記入し開示する

・ヒューマンエラーの撲滅を行う為に、リスク(危険因子)を発見し、改善を行う

④安全パトロールの実施と指導

・運営推進部による各営業所への安全パトロールを行い、確認と指導を行う（施設確認及び不正改造撲滅）年/２回実施

⑤保守管理の徹底

・自家用給油所の保守及び保全管理の徹底(大阪南港営業所2か所、姫路営業所、春日井営業所)

⑥社内監査の実施目的を配車係以上の全管理者に対し理解を深める

⑦情報の伝達と活用

・掲示板の活用にて事故事例及びドライブレコーダー映像を公開し、事故原因の追及と再発防止対策を立て事故防止に努める

4、安全対策に関する教育

●安全が最優先であることへの意識を徹底させ、法令遵守の説明とその指導を行う

①教育、研修の実施

・KYT（危険予測トレーニング）、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング：職場内での研修）、
OFFJT（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング：職場外での研修）の計画的実施

・配送コースにおける危険場所の分析（ヒヤリハット）に伴う配車係や管理者の重点指導（店舗カルテの作成）

・管理者がドライブレコーダーで撮影された映像を毎月、目視で確認を行い事故予防に努める

②管理者の資格取得に努める(運行管理者)

③講習の開催…年/２回以上外部講師を招き、安全対策について講習を行う

④毎月交通事故防止会議を行い、処理方法について保険会社を含め確認する

⑤過去の事故の振り返り原因と対策について

5、安全に関する方針に基づき、下記事項を実施

①運転者に対する指導及び教育

・健康診断の100％受診と受診結果に対する指導と記録保持(社員・準社員・嘱託社員・外部委託員)

（基本は年/1回とし、夜勤者は年/2回とする。また、夜勤者の定義としては週/1回以上の勤務がある場合とする）

・初任診断、適性診断、適齢診断の年間受診予定表に基づく実施及び診断結果についての指導と記録保持

（年間受診予定表の作成により受診記録の把握、受診後の指導記録及びデータ化）

・事故発生者には適性診断を受診させ側乗指導を行い、再度管理者より受診内容を基に指導を行い記録保存する。

また、フォローアップ面談を確実に行い事故再発防止に繋げる（運営管理会議にて発表を行う）

・重大事故発生者への特定診断の実施と指導及び側乗指導の記録保持

・タイヤ止めの徹底使用(各センター、各店舗他)

・運転記録証明書を取り寄せ事故や違反の予防措置（個別指導）を講じる

・無事故・無違反チャレンジコンテストへの積極的な参加に取り組む（全営業所対象）

②ヒヤリハット体験の募集と活用

・乗務員からヒヤリハット情報を集め、共有し未然に事故を防いで行く

③運行管理者及び整備管理者の資格更新(1年または２年毎に必要な研修を受ける)

・運行管理者（補助者含む）は社内ルールにて、１年毎の講習受講を行い法令、輸送の安全確保に関する知識の習得に努める

・整備管理者(補助者含む)は２年毎に必要な研修を受講し責務や法令、輸送の安全確保に関する知識の習得に努める

④デジタルタコグラフの活用

・運転日報での運行評価に基づき判断し、ドライブレコーダーにて確認し指導する

・稼働時間の適正化（月/258ｈまでを目指す：労働176ｈ　休憩22ｈ　残業60ｈ）を月次会議にて報告し対策の指示を

全ての乗務員（正社員・準社員・嘱託社員・外部委託員）を対象に行う

⑤事故・災害に関する報告連絡体制維持（緊急メール設置）

⑥安全に関する情報交換(ホームページへの掲載と更新)

⑦事故事例を基に常に自分に置き換えさせ、事故を予測した運転に努めさせる

⑧毎月提出される運行計画表に基づき、中身を吟味し、稼働時間抑制と変更を協議する

⑨運行指示書を活用する（法的基準は2泊3日以上）社内基準では大型車両で1日の走行距離が600㎞を超える業務に適用する

⑩運行実績表により稼働時間の抑制（社員・準社員・嘱託社員・外部委託員）を協議し事故防止に繋げ、毎月の運営管理会議にて確認を行う

⑪店舗カルテを利用し、店舗での交通事故、労災事故の再発を防止する（該当店舗での事故等は更新を随時行う）

6、輸送の安全に関する反省事項と改善方法

①車両事故(人身事故)、交通違反等の事例経緯の分析(検証)を行い、対策に取り組む

②事故に至った要因をドライブレコーダー映像等で分析し、事故事例と共に全員に告知する

（eラーニングを使用し全乗務員へ周知する）

③事故処理の経緯確認及び終了確認を行う

④ドライブレコーダーにて撮影された映像の分析（検証）を行い、各営業所の指導に使用する

以上